

移動等円滑化取組計画書

令和5年6月20日

住 所 東京都八王子市明神町 3-1-7  
事業者名 西東京バス株式会社  
代表者名 代表取締役社長  
浜田 丈夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

・当社が保有する乗合バスにおける、2023年3月末時点のノンステップバス導入状況は、乗合バス275台（一般路線262，高速10，空港連絡3）中256台に導入され、適用除外車両13台（高速10，空港連絡3）を除いた一般路線車両の導入率は97.7%となっている。

今後も、適用除外車両を除く未実施車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、可及的速やかに全ての置き換え可能な乗合バス車両をノンステップバスに置き換える予定である。

移動等円滑化に関する措置

旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ワンステップバス更新と併せてノンステップバスに置き換え、乗合バスのノンステップ化を推進していく。

旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
-----	------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗務員が求めに応じて行う役務の提供</li> <li>・設備を用いた情報提供</li> <li>・乗務員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供</li> <li>・設備の定期点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者からの求めに対して筆談具を用いて応じられるよう、マニュアルを用いて教育訓練を実施する。</li> <li>・44箇所の主要なターミナルや停留所に設置した接近表示機にて、情報を文字と音声にて提供する。</li> <li>・車椅子固定装置やスロープ板等による必要な役務の提供を行えるように、マニュアルを用いた乗務員の教育・訓練を実施する。</li> <li>・車椅子固定装置やスロープ板等が適切に使用できるように定期的な点検を実施する。</li> </ul>
---	---

高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子をご使用の方の乗降時補助</li> <li>・車内転倒事故防止に向けた啓蒙</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子をご使用の方がお一人で乗降される際には、スロープ板等を使用し、乗降のお手伝いを行う。</li> <li>・限定された系統・時間帯では、バス車内に自主費用で「車内安全案内係員」が便乗し、高齢者や障がいのある方の乗降時の補助や、走行中の座席移動に対する啓蒙やバス停停車時には停車するまでの着席案内等を行う。</li> </ul>

高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内、車外における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要なターミナルや停留所に接近表示機を44箇所設置し、接近案内を文字と音声により提供する。</li> <li>・車内OBCビジョン、音声合成装置を用いた情報の提供を実施する。</li> </ul>

移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スロープ板や車椅子固定装置を使用した役務提供の教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗務員を対象とした定期研修において、高齢者や障害者の方の乗降支援に関する作業マニュアルを基にした研修を実施する。また、障害者団体等を通じて寄せられた事例などを用いた内容を盛り込む。</li> <li>・当該定期研修には、乗務員以外の事務職、整備士も参加し、多くの社員による対応を心がけ、安全風土の醸成を図る。</li> </ul>

高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・車内転倒事故防止に向けた広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス車内での転倒事故を防止するため、乗車方法、着席方法を車内音声放送や車内OBCビジョンを用いた画像を掲出するとともに、各種イベント等を通じ周知する。</li> <li>・JR八王子駅北口ターミナルでは、ご利用のお客様に定期的にパンフレットを直接手渡ししながら車内事故防止をお願いする。</li> <li>・前述した「車内安全案内係員」が、高齢者や障がいのある方の乗降時の補助や、走行中の座席移動に対する啓蒙を行う。</li> </ul>

#### 移動等円滑化の促進のため と併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・停留所の上屋、ベンチ等の設置について、利用者が多い停留所157箇所で実施している。(2023年3月末現在)バス停の上屋は、今後も設置場所や利用実態を勘案して設置を検討していく。</li> <li>・職員のバリアフリーに対する理解を図るべく定期研修や小集団活動において研修を実施する。</li> <li>・ウェブサイトや電話などで寄せられるお客様のご意見を社内で共有し、さらなる改善に活用する。</li> </ul>
---

#### 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

#### 計画書の公表方法

<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社ホームページに掲載し公表する。</li> </ul>
--

#### その他計画に関連する事項

<p>車両代替計画は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、人流減少の影響で収益悪化となり、令和3年度より3年間凍結としているため、ノンステップバスへの切り替えについては、今年度も先送りとする見込みである。</p>
---

注1 には、 について前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 には、本計画書の公表方法(インターネットの利用等)について記入すること。

- 3 には、 の欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。